

草津市路上喫煙の防止に関する条例施行後の
路上喫煙禁止区域、喫煙場所等の考え方について
審議結果報告（意見書）

平成24年3月

草津市路上喫煙対策委員会

はじめに

草津市では、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、「草津市路上喫煙の防止に関する条例」を平成19年12月27日に制定され、平成20年4月1日から施行された。

さらに、平成20年12月1日から草津駅周辺および南草津駅周辺を路上喫煙禁止区域と定め、啓発と条例の浸透が図られてきた。

条例の制定から、駅周辺での路上喫煙は、減少したと言えるが、依然として禁止区域内での喫煙や道路側溝などへの吸い殻のポイ捨てなどがみられ、喫煙マナーの向上が求められる状況である。

これらの状況とあわせ、日々の啓発活動と並行して行ってきた調査の結果と課題をもとに、今後の路上喫煙対策はどのように取り組むべきか、路上喫煙禁止区域制定後3年が経過し、これまでの啓発活動などの取り組みを踏まえ、路上喫煙対策の総括を行う時期になったと考える。

当委員会では、これまでの経緯を踏まえ、同条例施行規則で定めるところにより、「路上喫煙禁止区域の指定等について、市長に意見を具申するため」これまで審議を行ってきた。

当委員会は、同条例の趣旨の浸透が図られ、禁止区域内という限られた区域だけでなく、市域全域において、喫煙マナーが向上し、市民等が路上喫煙による影響を受けることなく、安心かつ安全で健康な生活が確保されることを期待し意見具申を行うものである。

1. 路上喫煙禁止区域について

条例では、市内全域の道路や公共の場所で迷惑等を及ぼす路上喫煙はしないよう努力する義務を課すとともに、また路上喫煙禁止区域を指定することにより、区域内では路上喫煙をしない義務を課することができる」と規定している。

条例制定の趣旨が、路上等における喫煙による迷惑被害の防止や、喫煙者のマナーやモラルの向上を期待するものであり、喫煙行為そのものを排除するものではないことから、非喫煙者だけでなく喫煙者の理解も得られることが必要であるとの考えから、現在の禁止区域が制定された経緯がある。

禁止区域の制定後、啓発指導員による啓発や全国的に喫煙場所が限定されてきた社会的環境の変化などにより、通行者の多い朝や夕方の通勤通学の時間帯においても、路上喫煙者などの違反者は禁止区域の指定前と比べて、減少している。

また、禁止区域の周辺部についても、路上喫煙率やポイ捨て等の調査を行ったが、禁止区域内の調査結果を大幅に超えるような特別に状況が悪い場所は見受けられなかった。

しかしながら、禁止区域から離れた場所や禁止区域付近の境界地点などでは路上喫煙をする喫煙者が見られることもあり、禁止区域外では路上喫煙が可能であるとの意識が喫煙者の中にある。

以上のことから判断して、禁止区域の拡大は行わないものとするが、禁止区域周辺を重点的に市内全域が路上喫煙防止の対象であるとの条例の趣旨の周知・啓発を今後も引き続き実施する必要がある。

2. マナースペース（喫煙場所）について

喫煙場所を設置することが、禁止区域の指定による喫煙の禁止を徹底するために効果的であること、また、指定区域に限らず市内全域に対して、条例の趣旨や目的を達成するためにも活かせることから、禁止区域内にマナースペースが設置されている。

マナースペースは草津駅と南草津駅の東西出口にそれぞれ1か所設置されているが、そもそも禁止区域は、路上喫煙による迷惑被害等を受ける可能性が高いと想定される区域として指定したものであることから、当委員会では以前から受動喫煙や周辺の通行者への影響対策などの課題があることを指摘していた。

今回の審議に当たっても、マナースペースの位置と通行者の動線にどう折り合いを付けるか、たばこの吸い殻のポイ捨てについてどのような対策が必要か、議論したところである。

特に草津駅東口については、駅の南側の通行者が多く、また道路側溝等への吸い殻のポイ捨てもあることから、禁止区域に隣接する公衆トイレ付近への灰皿の設置について提案があった。

さらに、マナースペースを正しく利用していただき、吸い殻のポイ捨てを減らすためには、マナースペースへの適切な誘導と合わせてパーテーションや屋根の設置などマナースペースの環境改善や、禁止区域から外れた民地の一角に灰皿を設置することなどポイ捨て対策も必要との意見もあった。

また、南草津駅東口のマナースペース周辺は小学生の通学路であり、通勤・通学時間帯は駅の利用者が多く、マナースペースを利用する喫煙者やバスを利用する方、通学路を通行する小学生などが輻輳する状態になっており、受動喫煙による影響が懸念されている。

以上の意見等を踏まえて、マナースペースの設置場所や利用環境などについ

で議論を行ったところ、当委員会の意見としては、マナースペースの新たな増設はしないが、今後はマナースペース利用者に対する喫煙環境の改善や、マナースペース付近を通行する非喫煙者の対する影響に対する改善が重要な課題であると考えます。

更に、地域や企業などと協働でマナースペースの当初の位置付けや喫煙マナーの向上を改めて利用者に周知徹底することが重要である。

3 罰則について

路上喫煙禁止に係る条例の罰金制定については、概ね大都市の繁華街や観光地など歩行者密度の高いところや、観光地という特性から各自治体で罰則を設けている。

当市の現状については、平成24年2月実施の禁止区域内喫煙率調査での喫煙率は0.09%であり、罰則規定を設置されている都市と喫煙率において遜色ないことや、実際に路上喫煙者を以前ほど見かけることがほとんどない。条例制定時に比べると喫煙率は大幅に減少し、禁止区域の制定や日々の啓発活動による効果が維持できているものと評価することができる。

一方、罰則を設けた場合、路上喫煙の違反者には一定の抑止効果が想定できるが、現在の状況から勘案すると、敢えて罰則を設ける必要はないと考える。

ただし、平成22年4月施行の神奈川県受動喫煙防止条例に続き、兵庫県においては条例化のためのパブリックコメントが実施され、更に京都府でも条例制定の方針が出されるなど、近時の動向によっては議論が必要な時期が来るとも考えられる。

4 その他

今回、意見具申をするに当たり議論した中で、条例の趣旨やマナースペースの意義の周知と吸い殻のポイ捨て対策などの課題解決に向け、さらなる取り組みが必要であることを確認した。

新たな啓発や取り組みについては、地域や企業など民間との協働で実施することが望ましく、効果を上げることが期待できると考える。

いずれにしても、モラルの向上と良好な喫煙マナーの定着には不断の努力が必要であり、今後の啓発や対策の効果については、一定期間実施後において、当委員会が検証を行うものとする。

草津市路上喫煙対策委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委 員	おかげ たかお 岡座 隆雄	草津市たばこ小売人連盟 会長
委 員	きたがわ よしかず 北川 義和	一般公募委員
委 員	くぼ みほ 久保 美穂	草津市PTA連絡協議会
副委員長	こばやし たつお 小林 達男	草津市自治連合会 会長
委 員	こまい よしゆき 駒井 喜行	草津市商店街連盟 会長
委員長	てらお あつし 寺尾 敦史	草津保健所長
委 員	なかの ゆうこ 仲野 優子	一般公募委員
委 員	ひらがき かんじ 平柿 完治	弁護士